

(証券コード 9625)
平成27年6月4日

株 主 各 位

東京都豊島区北大塚一丁目21番5号
株 式 会 社 セ レ ス ポ
代表取締役社長 稲 葉 利 彦

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）午後5時までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 6階 コンチェルト
（末尾「株主総会会場ご案内図」参照）

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第38期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告書および計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.cerespo.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承下さい。
 - ◎当日は本総会終了後、会場隣のワルツにて株主懇談会を予定しております（約30分）。併せてご出席下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年 4 月 1 日から)
(平成27年 3 月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費税増税後の反動減や在庫調整により一時的に低迷しましたが、その後は徐々に回復の兆しが見られ、原油安や輸出環境好転に伴う企業業績の回復などを背景に、雇用・所得環境が改善し、個人消費も緩やかに持ち直し、回復基調を維持しました。

このような状況下、当社では平成24年4月にスタートした「中期経営計画Ⅱ」に基づき、引き続き収益性の向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高は10,361百万円（前期比5.7%増）、営業利益は381百万円（前期比9.6%増）、経常利益は397百万円（前期比11.4%増）、当期純利益は254百万円（前期比25.9%増）となりました。

各部門別の状況は次のとおりであります。

[スポーツ部門]

日本陸上競技選手権大会、世界トライアスロンシリーズ横浜大会の継続受注に加え、全国高等学校総合体育大会開会式、長崎がんばらんば国体・大会、紀の国わかやま国体リハーサル大会、また横浜マラソン2015の受注等があり、売上高は2,773百万円と前期比21.0%の増収となりました。

[セールスプロモーション部門]

展示会並びにセールスプロモーション案件の受注減少により、売上高は1,967百万円と前期比8.6%の減収となりました。

[フェスティバル部門]

大規模な秋の市民祭等の受注による地域振興イベント等の受注増加や消防救助技術大会の受注により、売上高は1,728百万円と前期比11.5%の増収となりました。

[セレモニー部門]

地鎮祭・竣工式等の増加により、売上高は1,692百万円と前期比1.5%の増収となりました。

[コンベンション部門]

国際会議や周年事業、各地方選挙の受注が減少し、売上高は1,582百万円と前期比2.2%の減収となりました。

[レクリエーション部門]

運動会・納涼祭等の企業内行事の受注の増加により、売上高は528百万円と前期比20.5%の増収となりました。

[その他部門]

各種式典等における備品の貸し出しの需要の増加により、売上高は88百万円と前期比4.0%の増収となりました。

部門別の売上高の明細は次表のとおりであります。

部 門	売 上 高	構成比	前期比 増 減	主 要 商 品
	千円	%	%	
ス ポ ー ツ	2,773,613	26.8	21.0	国際スポーツ競技会・国体・ゴルフ
セ ー ル ス プ ロ モ ー シ ョ ン	1,967,300	19.0	△8.6	販売促進イベント・展示会
フ ェ ス テ ィ バ ル	1,728,821	16.7	11.5	市民祭・産業祭
セ レ モ ニ ー	1,692,450	16.3	1.5	地鎮祭・竣工式
コ ン ベ ン シ ョ ン	1,582,307	15.3	△2.2	記念式典・会議・ 国政選挙
レ ク リ エ ー シ ョ ン	528,508	5.1	20.5	運動会・納涼祭
そ の 他	88,854	0.8	4.0	資材の貸出
合 計	10,361,856	100.0	5.7	

(2) 設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は45百万円で、その主なものは、複合機の取得18百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、短期運転資金として300百万円の借入を行いました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第35期 平成23年 4月1日から 平成24年 3月31日まで	第36期 平成24年 4月1日から 平成25年 3月31日まで	第37期 平成25年 4月1日から 平成26年 3月31日まで	第38期(当事業年度) 平成26年 4月1日から 平成27年 3月31日まで
売 上 高(千円)	7,555,365	9,197,965	9,804,695	10,361,856
経 常 利 益(千円)	135,923	253,036	357,023	397,687
当 期 純 利 益(千円)	85,560	125,231	201,853	254,067
1株当たり当期純利益	15円60銭	22円83銭	36円81銭	46円34銭
総 資 産(千円)	6,662,192	6,865,492	6,301,565	6,492,355
純 資 産(千円)	3,592,348	3,720,276	3,895,946	4,112,255

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(5) 対処すべき課題

今後の経営環境の見通しにつきましては、企業収益の改善や原油安・株高に伴う好影響により、景気は消費税増税後の低迷から回復の兆しが見られるものの、米国・中国をはじめとするグローバル経済等で予断を許さない状況が続くことから、国内のイベント・プロモーション需要についても不透明さが残る状況が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社は平成27年度よりスタートする「中期経営計画Ⅲ」におきまして、「中期経営計画Ⅱ」で打ち出したイベント・プロモーションの総合請負企業へと発展・拡大する戦略を継承し、さらなる「イベント・ソリューション・パートナー」を目指す方針を明確にいたしました。顧客起点を実践し顧客の課題を解決するソリューションへの対応力を強化すると共に、引き続き効率的な組織運営を推進し基幹システムの刷新等による利益管理を徹底することで、収益の安定化と基盤強化、更なる拡大を目指してまいります。

(6) **重要な親会社および子会社の状況**

親会社および子会社はありません。

(7) **主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

当社は、スポーツ大会、セールスプロモーション、建築式典などの各種イベントに関して、企画立案から会場設営・進行運営までを総合的に請負い、2,000種類におよぶ豊富な自社保有の資材・用具と、全国に展開する支店網とによって広くお客様のニーズに応える質のよいサービスを提供しております。

(8) **主要な事業所**（平成27年3月31日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都豊島区	千葉支店	千葉県千葉市
関東物流センター	群馬県前橋市	東京支店	東京都豊島区
埼玉センター	埼玉県三芳町	SP・PRイベントオフィス	東京都豊島区
岩槻センター	埼玉県さいたま市	西東京支店	東京都国立市
札幌支店	北海道札幌市	横浜支店	神奈川県横浜市
仙台支店	宮城県仙台市	厚木支店	神奈川県厚木市
福島支店	福島県郡山市	岐阜支店	岐阜県岐阜市
群馬支店	群馬県前橋市	名古屋支店	愛知県名古屋市
大宮ソニックオフィス	埼玉県さいたま市	大阪支店	大阪府大阪市
さいたま支店	埼玉県さいたま市	高松支店	香川県高松市
ゴルフーナメントオフィス	埼玉県三芳町	福岡支店	福岡県福岡市

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従 業 員 数		前期末 比増減	平均年令	平 均 勤続年数	
男	性	291名	3 名増	41才 5 ヶ月	15年 9 ヶ月
女	性	75名	6 名増	37才 4 ヶ月	11年 8 ヶ月
合計または平均		366名	9 名増	40才 5 ヶ月	14年 9 ヶ月

（注）上記従業員数には臨時雇は含まれておりません。

(10) 主な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	千円 202,900
株式会社みずほ銀行	186,157
株式会社三菱東京UFJ銀行	175,020
株式会社りそな銀行	163,913

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,703,500株
- (3) 株主数 814名
- (4) 大株主

株主名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 ス マ イ ル	千株 1,100	% 20.07
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	674	12.30
セレスポ従業員持株会	547	9.98
三 木 征 一 郎	155	2.84
日本証券金融株式会社	109	1.99
稲 葉 利 彦	100	1.82
衣 笠 純	94	1.73
北 原 和 男	94	1.73
ゴールドマン・サックス・インター ナ シ ョ ナ ル	94	1.71
株 式 会 社 東 和 銀 行	72	1.31

- （注） 1. 当社は、自己株式を222,007株保有しておりますが、上記株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	稲 葉 利 彦	統括本部長
常 務 取 締 役	田 代 剛	統括本部副本部長 兼 事業 本部長
常 務 取 締 役	岡 本 敦 哉	統括本部副本部長 兼 管理 本部長 経営戦略室管掌
取 締 役	鎌 田 義 次	事業本部副本部長 兼 スポ ーツ事業部長 事業開発部管掌
取 締 役	宮 田 一 哉	社長室長
取 締 役	堀 貫 貴 司	管理本部副本部長 兼 経理 部長
常 勤 監 査 役	星 野 俊 司	
監 査 役	重 野 丈 夫	
監 査 役	服 部 訓 子	株式会社トラジ監査役

- (注) 1. 監査役星野俊司、服部訓子の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役星野俊司氏は、37年に亘る経理・財務・総務・人事を含む多岐に亘る知識・経験等から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役星野俊司氏は、独立役員であります。
4. 当社と株式会社トラジとの間には特別な関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

① 就任

平成26年6月25日開催の第37回定時株主総会において、稲葉利彦氏、田代剛氏、岡本敦哉氏、鎌田義次氏、宮田一哉氏、堀貫貴司氏が取締役役に選任され、それぞれ就任いたしました。

② 退任

該当者はありません。

③ 当事業年度中の役員の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
鎌 田 義 次	取締役 事業本部副本 部長 兼 スポ ーツ事業部長 事業開発部管 掌	取締役 事業本部副本 部長 兼 事業 推進部長 事業開発部管 掌	平成26年4月1日
宮 田 一 哉	取締役 社長室室長	取締役 経 営 戦 略 室 長	平成26年4月1日
堀 貫 貴 司	取締役 管理本部副本 部長 兼 経 理 部長	執行役員 経 理 部 長	平成26年6月25日

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 6名 105,750千円

監査役 3名 15,750千円

(うち社外監査役 2名 10,950千円)

- (注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額(取締役10,350千円 監査役750千円)を含んでおります。
2. 平成4年10月28日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額25,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない)、監査役の報酬額を月額3,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
当社と株式会社トラジとの間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
監査役 星野俊司氏は、当期開催の取締役会13回のうち13回に出席、および監査役会13回のうち13回に出席するとともに、その他社内での重要な会議にも出席し、経理面を含めた幅広い見地からの質疑応答・意見表明を適宜行っております。
監査役 服部訓子氏は、当期開催の取締役会13回のうち13回に出席、および監査役会13回のうち13回に出席するとともに、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

両社外監査役と責任限定契約は締結しておりません。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年6月19日開催予定の第38回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当する事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	20,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,185千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人との間で、「業務改善に関する助言・指導業務契約」を締結しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会で決議しております。

今年度は、平成27年3月24日の取締役会にて、5月1日施行の改正会社法の内容を踏まえあらためて決議し、合わせて企業統治に起因する不祥事の発生を防止するため、全取締役・監査役に対してそれぞれの担当業務に関するコンプライアンス体制の再確認を求めました。

(1) コンプライアンス体制

- ・取締役・従業員の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するために「コンプライアンス規程」「リスク・コンプライアンス管理委員会規程」を定め、法令順守をはじめとする企業倫理の徹底に取り組む。
- ・法令順守上疑義のある行為等を発見した場合、「内部通報規程」を制定し、速やかに直接通報を行う手段を確保するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
- ・下請法の順守を更に徹底するため、取引業者との契約および支払いの適正化のため社内体制を整備するとともに指導を徹底する。
- ・当社は、市民社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力に対して一切の関係を持たない経営姿勢を貫くことを基本方針とし、反社会的勢力による不当要求等があった場合は、警察等と緊密な連携のもと、全社を挙げて対応する。

(2) 内部監査体制

- ・ 内部統制・牽制機能として内部監査室をさらに充実させ、取締役会で承認された監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査報告を取締役および監査役に報告する。

(3) リスク管理体制

- ・ 「リスク管理規程」「リスク管理基準」に定める基本方針および管理体制に基づき、事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスクの未然防止を図る。
- ・ 不測の事態が発生した場合は、「危機対策規程」に従い対応し、損害の最小化を図る。
- ・ 具体的な防止策を策定し、リスクの未然防止や再発防止等を的確に行える体制を整備する。

(4) 効率的な業務執行の体制

- ・ 戦略決定・経営監督機能と業務執行機能を明確にし、効率的な運営を行うため、執行役員制度を導入する。
- ・ 定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- ・ 組織・業務分掌・職務権限規程に基づき部門の業務・役割を果たす事により、各取締役の職務の効率性確保に努める。また稟議規程に則った運営により稟議審査の効率化も進める。
- ・ 中期経営計画・年度計画を策定し、全社的な目的を設定し、目標管理制度の精度向上を図る。

(5) 業務執行に関する情報の保存および管理

- ・ 取締役は、その職務執行に係る次の文書（電磁的媒体記録を含む）およびその関連資料について、それぞれの担当職務に従い文書取扱規程等に基づいて適切に保管・管理する。

- ①株主総会議事録 ②取締役会議事録 ③その他の重要会議議事録 ④計算書類 ⑤稟議書
- ・取締役および監査役は、常時これらの文書・情報を閲覧できるものとする。

(6) 監査役の監査体制に関する事項

- ・当社は現在、監査役の職務を補助すべき専従スタッフは設置していないが、監査役会は必要に応じて監査役補助者を任命できることとする。
- ・専任の補助使用人を置いた場合、その異動・評価等については、監査役会の同意の上行うこととする。あわせて当該使用人に対する指示の実効性が確保される。

(7) 業務執行に関する監査役への報告体制

- ・取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する虞があるとき、役職員による違法または不正な行為を発見した時、その他報告が必要と認められる事項が生じた時は、遅滞なく監査役に報告する。

(8) 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役と監査役は、定期的な会議を通じて意見交換を行う。
- ・監査役・監査法人・内部監査担当者は、相互に連携を図り、各監査の実効性を図る。
- ・監査役会は、各職務担当取締役および重要な使用人から個別の報告および説明をもとめることができる。
- ・上記報告および説明をした者が当該報告および説明をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう確保する。

- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用については予算措置を講じる。
- ・ 監査役は、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、財務報告の信頼性の確保および金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関連法令等との適合性を確保する。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部           |                  |
|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目               | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>2,206,451</b> | <b>流 動 負 債</b>    | <b>2,010,153</b> |
| 現金及び預金          | 668,921          | 買 掛 金             | 557,922          |
| 受 取 手 形         | 53,193           | 短 期 借 入 金         | 400,000          |
| 売 掛 金           | 1,266,972        | 1年内返済予定<br>の長期借入金 | 227,430          |
| 未成請負契約支出金       | 77,477           | リ ー ス 債 務         | 11,380           |
| 原材料及び貯蔵品        | 27,455           | 未 払 金             | 421,430          |
| 前 払 費 用         | 29,001           | 未払法人税等            | 87,211           |
| 繰延税金資産          | 66,457           | 未 払 費 用           | 19,030           |
| そ の 他           | 35,945           | 前 受 金             | 4,591            |
| 貸倒引当金           | △18,973          | 預 り 金             | 6,189            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>4,285,904</b> | 賞 与 引 当 金         | 136,890          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,765,947</b> | そ の 他             | 138,075          |
| 建 物             | 365,010          | <b>固 定 負 債</b>    | <b>369,947</b>   |
| 構 築 物           | 12,651           | 長 期 借 入 金         | 162,732          |
| 機械及び装置          | 1,235            | 退職給付引当金           | 76,047           |
| 車両運搬具           | 140              | 役員退職慰労引当金         | 64,762           |
| 工具、器具及び備品       | 47,693           | リ ー ス 債 務         | 21,466           |
| 土 地             | 3,310,250        | 資産除去債務            | 44,938           |
| リース資産           | 28,965           | <b>負 債 合 計</b>    | <b>2,380,100</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>31,197</b>    | <b>純資産の部</b>      |                  |
| 電話加入権           | 15,673           | <b>株 主 資 本</b>    | <b>4,113,757</b> |
| ソフトウェア          | 8,023            | <b>資 本 金</b>      | <b>1,370,675</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 7,500            | <b>資本剰余金</b>      | <b>2,155,397</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>488,759</b>   | 資本準備金             | 1,155,397        |
| 投資有価証券          | 145,047          | その他資本剰余金          | 1,000,000        |
| 出 資 金           | 200              | <b>利益剰余金</b>      | <b>650,880</b>   |
| 長期貸付金           | 2,309            | 利 益 準 備 金         | 49,000           |
| 破産更生債権等         | 35,262           | その他利益剰余金          | 601,880          |
| 長期前払費用          | 1,568            | 繰越利益剰余金           | 601,880          |
| 敷金及び保証金         | 149,951          | <b>自 己 株 式</b>    | <b>△63,195</b>   |
| 保険積立金           | 141,604          | 評価・換算差額等          | △1,501           |
| 会 員 権           | 79,300           | その他有価証券<br>評価差額金  | △1,501           |
| 繰延税金資産          | 20,627           | <b>純 資 産 合 計</b>  | <b>4,112,255</b> |
| 入 会 金           | 50               | <b>負債・純資産合計</b>   | <b>6,492,355</b> |
| 貸倒引当金           | △87,162          |                   |                  |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>6,492,355</b> |                   |                  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から)  
(平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額    |            |
|---------------|--------|------------|
| 売 上 高         |        | 10,361,856 |
| 売 上 原 価       |        | 7,243,272  |
| 売 上 総 利 益     |        | 3,118,583  |
| 販売費及び一般管理費    |        | 2,736,782  |
| 営 業 利 益       |        | 381,801    |
| 営 業 外 収 益     |        |            |
| 受取利息及び配当金     | 15,885 |            |
| 貸倒引当金戻入額      | 1,144  |            |
| そ の 他         | 8,940  | 25,970     |
| 営 業 外 費 用     |        |            |
| 支 払 利 息       | 10,084 | 10,084     |
| 経 常 利 益       |        | 397,687    |
| 特 別 損 失       |        |            |
| 投資有価証券売却損     | 4,845  |            |
| 固定資産除却損       | 2,375  | 7,220      |
| 税引前当期純利益      |        | 390,467    |
| 法人税、住民税及び事業税  |        | 151,870    |
| 法 人 税 等 調 整 額 |        | △15,471    |
| 当 期 純 利 益     |        | 254,067    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年 4 月 1 日から  
平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |           |           |          |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
|                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |           | 利 益 剰 余 金 |          |
|                     |           | 資本準備金     | その他資本剰余金  | 利益準備金     | その他利益剰余金 |
|                     |           |           |           |           | 繰越利益剰余金  |
| 当 期 首 残 高           | 1,370,675 | 1,155,397 | 1,000,000 | 49,000    | 397,161  |
| 当 期 変 動 額           |           |           |           |           |          |
| 剰余金の配当              |           |           |           |           | △49,348  |
| 当 期 純 利 益           |           |           |           |           | 254,067  |
| 自己株式の取得             |           |           |           |           |          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |           |           |           |           |          |
| 当期変動額合計             | －         | －         | －         | －         | 204,719  |
| 当 期 末 残 高           | 1,370,675 | 1,155,397 | 1,000,000 | 49,000    | 601,880  |

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           | 評価・換算差額等     | 純資産合計     |
|---------------------|---------|-----------|--------------|-----------|
|                     | 自己株式    | 株主資本合計    | その他有価証券評価差額金 |           |
| 当 期 首 残 高           | △62,604 | 3,909,629 | △13,683      | 3,895,946 |
| 当 期 変 動 額           |         |           |              |           |
| 剰余金の配当              |         | △49,348   |              | △49,348   |
| 当 期 純 利 益           |         | 254,067   |              | 254,067   |
| 自己株式の取得             | △590    | △590      |              | △590      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |           | 12,181       | 12,181    |
| 当期変動額合計             | △590    | 204,128   | 12,181       | 216,309   |
| 当 期 末 残 高           | △63,195 | 4,113,757 | △1,501       | 4,112,255 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準および評価方法

### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………当事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

未成請負契約支出金……………個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料および貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

## 2. 固定資産の減価償却方法

### (1) 有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～65年

構築物 10～40年

工具、器具及び備品 2～15年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

### (2) 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)による定額法によっております。

- (3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。
- (4) 長期前払費用……………定額法
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定に当り、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法には、期間定額基準によっております。
- ②数理計上の差異の費用処理方法  
数理上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職金規程に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
4. 消費税等の取扱い……………消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直しております。

なお、この変更に伴う当事業年度期首の利益剰余金、損益、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 未成請負契約支出金とは、仕掛中の請負契約について、発生した原価を集計したものであります。
2. 有形固定資産の減価償却累計額  
および減損損失累計額 1,373,325千円
3. 担保に供している資産  
建物 312,429千円  
土地 3,026,130千円  
担保資産に対応する債務 短期借入金 400,000千円  
長期借入金 350,198千円  
(1年以内返済予定を含む)

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 5,703,500株      | 一株             | 一株             | 5,703,500株     |

2. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 220,320株        | 1,687株         | 一株             | 222,007株       |

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決 議                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基準日            | 効 力<br>発生日     |
|--------------------------|-------|----------------|-----------------------|----------------|----------------|
| 平成26年<br>6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 49,348         | 9                     | 平成26年<br>3月31日 | 平成26年<br>6月26日 |

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が 翌事業年度となるもの

| 決議                       | 株式の<br>種 類 | 配当金の<br>総 額<br>(千円) | 配当の<br>原 資 | 1株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基準日            | 効 力<br>発生日     |
|--------------------------|------------|---------------------|------------|-----------------------|----------------|----------------|
| 平成27年<br>6月19日<br>定時株主総会 | 普通株式       | 60,296              | 利益<br>剰余金  | 11                    | 平成27年<br>3月31日 | 平成27年<br>6月22日 |

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  
(単位：千円)

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 繰延税金資産          |          |
| 流動資産            |          |
| 賞与引当金繰入額        | 45,256   |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額  | 5,140    |
| 未払事業税           | 8,074    |
| 未払事業所税          | 3,764    |
| その他             | 5,967    |
| 評価性引当額          | △1,746   |
| 小 計             | 66,457   |
| 固定資産            |          |
| 退職給付引当金繰入額否認    | 24,563   |
| 投資有価証券評価損否認     | 30,683   |
| 役員退職慰労引当金繰入額否認  | 20,918   |
| 資産除去債務          | 14,515   |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額  | 26,836   |
| 会員権評価損否認        | 8,785    |
| その他             | 7,437    |
| 評価性引当額          | △104,205 |
| 小 計             | 29,534   |
| 繰延税金資産合計        | 95,992   |
| 繰延税金負債          |          |
| 固定負債            |          |
| その他有価証券評価差額金    | △3,969   |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △4,936   |
| 繰延税金負債合計        | △8,906   |
| 繰延税金資産の純額       | 87,085   |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                    |        |
|--------------------|--------|
|                    | (単位：%) |
| 法定実効税率             | 35.6   |
| (調 整)              |        |
| 住民税均等割等            | 5.7    |
| 評価性引当金の減少          | △6.1   |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.9    |
| 税額控除               | △2.4   |
| その他                | 1.2    |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 34.9   |

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

#### （金融商品に関する注記）

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

###### (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社債権管理規程に基づき取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握および対応を行う体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた職務権限規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

|                      | 貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額     |
|----------------------|--------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金           | 668,921      | 668,921   | —      |
| (2) 受取手形             | 53,193       | 53,193    | —      |
| (3) 売掛金              | 1,266,972    |           |        |
| 貸倒引当金（※1）            | △18,008      |           |        |
|                      | 1,248,963    | 1,248,963 | —      |
| (4) 有価証券及び<br>投資有価証券 |              |           |        |
| 其他有価証券               | 143,047      | 143,047   | —      |
| (5) 会員権              | 79,300       |           |        |
| 貸倒引当金（※2）            | △51,900      |           |        |
|                      | 27,400       | 27,400    | —      |
| (6) 敷金及び保証金          | 149,951      | 148,988   | △963   |
| 資産計                  | 2,291,478    | 2,290,515 | △963   |
| (1) 買掛金              | 557,922      | 557,922   | —      |
| (2) 短期借入金            | 400,000      | 400,000   | —      |
| (3) 未払金              | 421,430      | 421,430   | —      |
| (4) 未払法人税等           | 87,211       | 87,211    | —      |
| (5) 長期借入金            | 390,162      | 390,975   | 813    |
| (6) リース債務            | 32,847       | 31,455    | △1,391 |
| 負債計                  | 1,889,574    | 1,888,996 | △578   |

（※1）売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

（※2）会員権に対する貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

### 資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

(5) 会員権

会員権相場によっております。

(6) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、差し入れ先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 2,000    |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券  
其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 668,921   | —           | —            | —    |
| 受取手形   | 53,193    | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 1,266,972 | —           | —            | —    |
| 合計     | 1,989,087 | —           | —            | —    |

(注4) 長期借入金およびリース債務の決算日後の返済予定額  
(単位：千円)

|       | 1年<br>以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 長期借入金 | 227,430  | 115,188     | 47,544      | —           | —           | —   |
| リース債務 | 11,380   | 6,820       | 6,687       | 5,850       | 2,056       | 51  |
| 合計    | 238,810  | 122,008     | 54,231      | 5,850       | 2,056       | 51  |

(賃貸等不動産に関する注記)

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

|              |        |
|--------------|--------|
| 退職給付債務の期首残高  | 74,670 |
| 利息費用         | 1,493  |
| 数理計算上の差異の発生額 | 4,156  |
| 退職給付債務の期末残高  | 80,320 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 非積立型制度の退職給付債務       | 80,320 |
| 未積立退職給付債務           | 80,320 |
| 未認識数理計算上の差異         | △4,273 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 76,047 |

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 退職給付引当金             | 76,047 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 76,047 |

(3) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位：千円)

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 利息費用            | 1,493 |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 844   |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 2,338 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、56,656千円であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

|                |         |
|----------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 750円21銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 46円34銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社セレスポ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 上 隆 司 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々田 博 信 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セレスポの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針および職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針および職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

株式会社セレスポ 監査役会

常勤社外監査役 星 野 俊 司 ⑩

監 査 役 重 野 丈 夫 ⑩

社外監査役 服 部 訓 子 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、経営基盤強化のための内部留保に留意しながら、安定した配当を継続して行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、当社の業績および財務状況等を総合的に検討した結果、普通配当9円に特別配当2円を加え、下記の通り1株につき11円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項  
およびその総額  
当社普通株式1株につき金11円  
総額60,296,423円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月22日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) インターネット普及を考慮し、公告閲覧の利便性の向上を図るため、当社の公告方法を変更するとともに、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、ならびに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、定款第30条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                             | 変 更 案                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (公告方法)<br>第4条 当会社の公告は、東京都内で発行される日本経済新聞に掲載する方法により行う。 | (公告方法)<br>第4条 当会社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u> 、東京都内で発行される日本経済新聞に掲載する方法により行う。 |

| 現 行 定 款         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)           | <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> |
| 第30条～第40条（条文省略） | 第31条～第41条（現行どおり）                                                                                                                                                                                                                                               |
| (新 設)           | <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>                    |
| 第41条～第49条（条文省略） | 第43条～第51条（現行どおり）                                                                                                                                                                                                                                               |

### 第3号議案 取締役2名選任の件

当社の経営基盤ならびにコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、取締役の増員が急務と考えております。従いまして、以下のとおり社外取締役1名を含む増員2名の選任をお願いするものであります。尚、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略 歴<br>(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | いく た しげる<br>生 田 茂<br>(昭和38年11月11日生) | 昭和57年 8 月 当社入社<br>平成 6 年 8 月 当社横浜支店長<br>平成10年 4 月 当社岩槻支店長<br>平成13年 4 月 当社施工センター長<br>平成17年 7 月 当社北関東エリア長<br>平成20年 4 月 当社東京エリア長兼<br>東京支店長<br>平成23年 4 月 当社東京支店長<br>平成23年 6 月 当社執行役員<br>東京支店長<br>平成24年 4 月 当社執行役員<br>生産本部長<br>平成25年 4 月 当社執行役員<br>事業本部副本部長<br>兼 事業支援部長<br>現在に至る | 1,300株             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略 歴<br>(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 2          | の 野 末 正 博<br>ずえ まさ ひろ<br>(昭和24年2月14日生) | 昭和46年 4 月 株式会社日本興業銀行入社<br>平成12年 6 月 株式会社日本興業銀行常任監査役就任<br>平成14年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ理事就任<br>平成14年 6 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ理事退任<br>平成14年 6 月 年金資金運用基金理事就任<br>平成18年 3 月 年金資金運用基金理事退任<br>平成18年 4 月 ビズネット株式会社入社（特別顧問）<br>平成18年 8 月 ビズネット株式会社代表取締役社長就任<br>平成20年 8 月 ビズネット株式会社代表取締役社長退任<br>平成20年 8 月 オプトレックス株式会社監査役就任<br>平成24年 1 月 オプトレックス株式会社監査役退任<br>平成24年 2 月 株式会社サンエー印刷入社（特別顧問：非常勤）<br>平成24年 9 月 株式会社マーバルパートナーズ監査役就任（非常勤）<br>平成25年 4 月 株式会社パソナパソナキャリアカンパニー入社（顧問：非常勤）<br>平成26年 7 月 株式会社サンエー印刷退社<br>平成26年 7 月 株式会社東京メガネエイチ入社（特別顧問：非常勤）<br>平成27年 4 月 当社入社（顧問）<br>現在に至る | 2,000株          |

- (注)
1. 両候補者は新任の取締役候補者であります。
  2. 両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  3. 野末正博氏は、社外取締役候補者であります。
  4. 野末正博氏を社外取締役候補者とした理由および同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、年金資金運用基金、ならびにビズネット株式会社等における、会社経営全般、および監査等に関する多岐に亘る豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただきたいためであります。
  5. 野末正博氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が承認、可決されることを条件に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とするものであります。
  6. 野末正博氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届ける予定であります。

## 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                             | 所有する<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1         | ほし の しゅん じ<br>星 野 俊 司<br>(昭和26年1月10日生) | 昭和49年4月 清水建設株式会社入社<br>平成23年1月 清水建設株式会社退社<br>平成23年6月 当社社外監査役就任<br>現在に至る                                                                                                                                | 8,000株       |
| 2         | はっ とり くに こ<br>服 部 訓 子<br>(昭和18年9月7日生)  | 昭和44年4月 弁護士登録<br>昭和58年4月 服部法律事務所長<br>(現任)<br>平成16年11月 当社社外監査役就任<br>現在に至る                                                                                                                              | 4,000株       |
| 3         | みず こし じゅん<br>水 越 潤<br>(昭和24年10月9日生)    | 昭和48年4月 株式会社伊勢丹入社<br>平成19年3月 株式会社伊勢丹退社<br>平成19年5月 当社入社(顧問)<br>平成19年6月 当社常務取締役就任<br>平成20年4月 当社常務取締役統括<br>本部長<br>平成20年6月 当社取締役副社長就<br>任<br>平成22年3月 当社取締役退任<br>平成22年4月 当社顧問<br>平成25年4月 当社内部監査室長<br>現在に至る | 54,000株      |

(注) 1. 水越潤氏は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

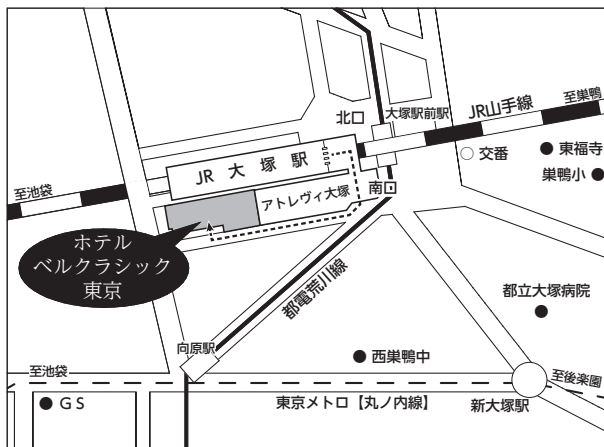
3. 星野俊司氏ならびに服部訓子氏の両氏は社外監査役候補者であります。
4. 星野俊司氏を社外監査役候補者とした理由および同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、清水建設株式会社における37年に亘る経理・財務・総務・人事を含む多岐に亘る知識・経験等を当社の監査体制の強化に生かしていただきたいためであります。また、同氏が監査役に就任してからの年数は、4年であります。
5. 服部訓子氏を社外監査役候補者とした理由および同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、弁護士として有する会社経営に関わる専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に生かしていただきたいためであります。また、同氏が監査役に就任してからの年数は、10年7ヶ月であります。
6. 責任限定契約について  
星野俊司氏、服部訓子氏、水越潤氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が承認、可決されることを条件に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とするものであります。
7. 独立役員について  
星野俊司氏および服部訓子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届ける予定であります。

以 上

## This image shows a vertical rectangular sheet of white paper. It features ten sets of horizontal dashed lines, evenly spaced from top to bottom. Each set consists of two short, parallel dashes, creating a series of open spaces suitable for handwriting practice or simple drawing. The lines are light gray and extend across the full width of the page.

## 株主総会会場ご案内図

**会場** 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号  
ホテルベルクラシック東京  
6階 コンチェルト  
電話 03 (5950) 1200 (代表)



### 交通機関

|           |          |       |
|-----------|----------|-------|
| J R山手線    | 大塚駅 南口より | 徒歩約2分 |
| 都電荒川線     | 大塚駅前駅より  | 徒歩約2分 |
| 東京メトロ丸ノ内線 | 新大塚駅より   | 徒歩約7分 |